

北谷町 キャンプ桑江南側地区



平成22年度

# まちづくり勉強会 (第1回)

## ■■■ 内 容 ■■■

1. まちづくり説明会 (第1回) について
2. 今年度の取り組み

平成22年12月2日

北 谷 町

# 1 まちづくり説明会（第1回）について

## （1）開催概要

### 1) 開催日時

- ・平成22年11月16日（火）19:00～20:00

### 2) 開催場所

- ・北谷町商工業研修等施設（商工会ホール）

### 3) 出席者

- ・地権者：47名
- ・同行者：5名

### 4) 説明内容

- ・地区の確認
- ・これまでの取り組み経緯
- ・今年度の取り組み

（※詳細は、説明会配布資料を参照下さい。）

## （2）意見交換の内容

Q. 「軍転法」「沖振法」は、平成24年3月末の期限切れ後、延長されるといえるのでしょうか。

A. 「軍転法」「沖振法」は時限立法のため、期限が切れると法律はなくなります。

例えば、給付金制度はこれらの法に基づく制度であるため、法が失効すると制度もなくなります。そのため、新たな法制度が必要であり、その必要性は国も認識しています。

Q. 予定で良いが、仮換地の指定時期と使用収益開始の時期を教えてください。

また「賑わい広場」について、ロードサイド型店舗の適地と考えますが、公用地となるのでしょうか、それとも地権者の土地となるのでしょうか。

A. 返還時期について国から何も示されておらず、事業をいつ開始できるか分からないため、仮換地指定の時期を明らかにできません。

賑わい広場の活用方法については、今後、皆さんと協議しながら検討していきたいと考えています。

## 2 今年度の取り組み

### (1) 跡地利用行動計画

まちづくりの実現に向け、「いつ、何をすべきか」を整理し、今後の行動指針となる、跡地利用行動計画の策定に取り組みます。

具体的には、土地利用、交通、公園緑地、公共公益施設などの関係分野ごとに、必要となる取り組みと、その手順や役割分担を設定します。

### (2) まちづくり勉強会の取り組み

#### 「跡地利用における地権者の役割を考えよう」

今年度の「まちづくり勉強会」においては、役場内での跡地利用行動計画の策定と歩調を合わせ、まちづくりの実現に向けて、地権者の皆さんは、何をすべきか、何ができるか、何をしたいか、一緒に考えていきます。

具体的には、他地区における地権者の取組み事例の紹介や、北谷町内の跡地地区の視察などを行いながら、進めていきます。

そして、地権者としての役割について、勉強会メンバーの皆さんの意見を取りまとめ、次回の「まちづくり説明会」で発表する予定です。



### (3) 今年度の工程

#### 1) まちづくり勉強会

開催回数	開催予定日	内 容
第 1 回	H22/12/2 (木) (本日)	・まちづくり説明会 (第 1 回) について ・今年度の取り組み
第 2 回	H22/12/14 (火) 午後 7 時～	・跡地利用に向けた地権者の取り組み事例 ・行動計画において地権者がかかわるべき分野について (ワークショップ)
第 3 回	H23/1/21 (金) 午後予定	・現地視察 (町内の軍用跡地)
第 4 回	H23/2/1 (火) 午後 7 時～	・土地区画整理の事業主体と地権者の関係について ・跡地利用に向けた地権者の役割のまとめ (ワークショップ)
第 5 回	H23/2/18 (金) 午後 7 時～	・跡地利用行動計画の概要 ・今後の取り組みについて

#### 2) まちづくり説明会 (地権者全体説明会)

開催回数	開催予定日	内 容
第 1 回	H22/11/16 (火) 開催済み	・地区の確認 ・これまでの取り組み経緯 ・今年度の取り組み
第 2 回	H23/3/2 (水) 夕方予定	・今年度の取り組み結果